



意見受付公告 JIS F 規格の概要

規格番号	JIS F 8073:20xx
規格名称	船用電気設備—第 501 部:個別規定—電気推進装置
英文規格名称	Electrical installation in ships – Part 501: Special features – Electric propulsion plant
制定・改正の別	改正
審議委員会	電気設備分科会
基礎として用いた国際規格の番号、名称及び同等性	対応国際規格:IEC 60092-501 Electrical installation in ships – Part 501: Special features – Electric propulsion plant IDT(一致)
概要	<p>この規格は、1986 年に制定され、その後 1 回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は 2010 年に行われた。その後、2013 年に対応国際規格 IEC 60092-501 の改正がされ、それに対応するために改正を行った。</p> <p>本規格案の適用範囲は次のとおりである。 “JIS F 船用電気設備シリーズのこの部は、すべての電気推進装置に対する要求事項として次に示す仕様、システム設計、据付及び試験について規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 発電機及び原動機 — 変圧器／リアクトル — 推進用電動機 — 制御、監視及び安全装置 — 高調波フィルタ — 配電盤 — 半導体コンバータ — 励磁システム — 電線、母線、トランキングシステム <p>補助操だ(舵)装置として装備されるバウスラスタ及びスターンスラスタ、推進加勢装置及び寄港用装置、すべての補助発電装置、並びに蓄電池給電の推進機械及び機器を除く。”</p> <p>なお、主な規定項目は次のとおりである。</p> <p>1)適用範囲 2)引用規格 3)用語及び定義 4)システム 5)電磁両立性(EMC)及び高調波ひずみ 6)原動機 7)発電機 8)推進用昇降機 9)推進用配電盤 10)コンバータ 11)高調波フィルタリング 12)推進用電動機 13)ポッド推進器に対する個別要求事項 14)制御 15)試験 16)文書化 付属書 A(規定)保護及びマトリックス</p>